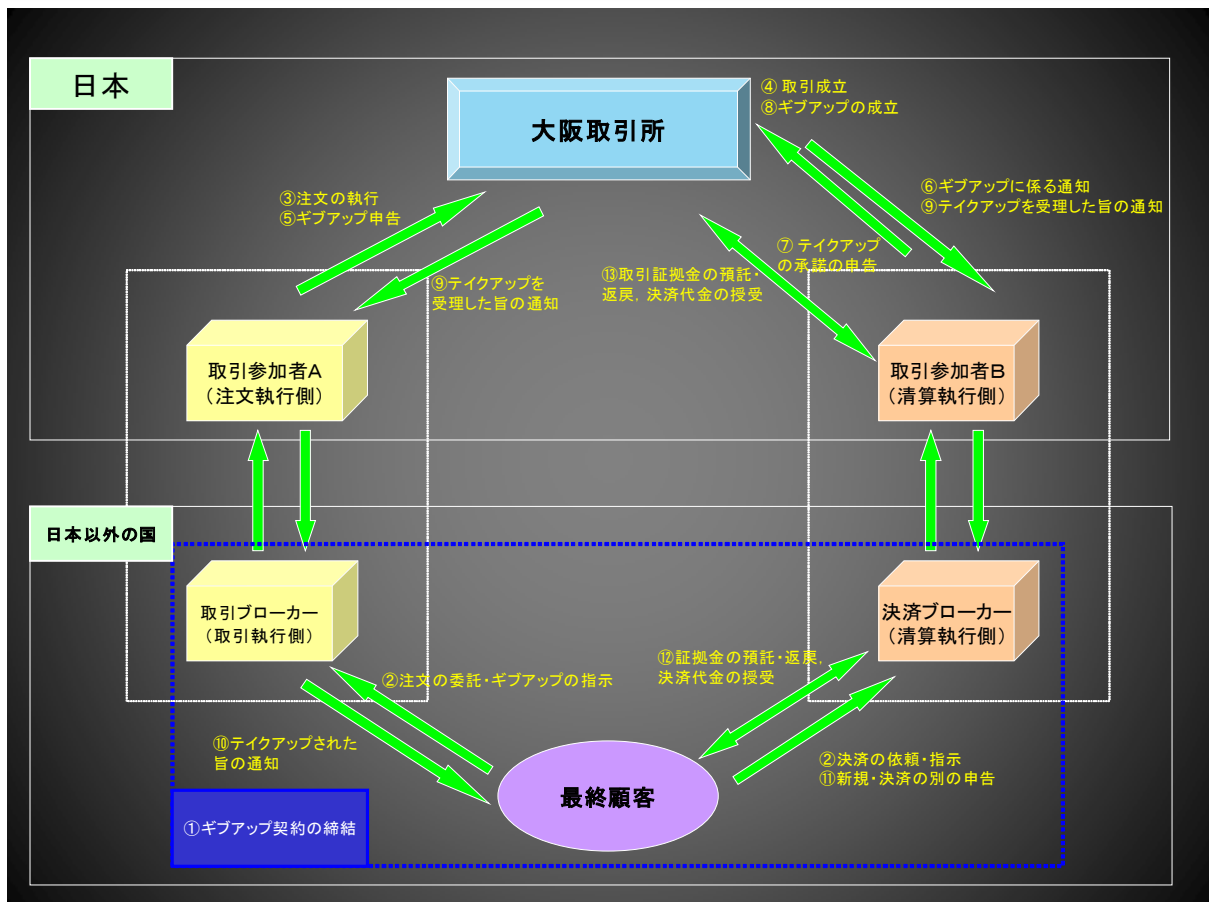


# ギブアップ制度について

大阪取引所は、平成19年5月21日より**ギブアップ制度**を導入しています。  
顧客は、清算・決済を行う証券会社を集中することにより、証拠金所要額の軽減・事務コストの削減や信用リスクのコントロールという経済利益を得ることができます。また、複数の証券会社と取引関係を維持できることから、従来どおりのサービスの提供を受けることができます。



## 留意点

- ◇ ギブアップ制度を利用するには、顧客と注文執行取引参加者及び清算執行取引参加者の3者間※であらかじめギブアップ取引に係る手数料に関する当事者間の授受方法及びギブアップが成立しなかった場合における取扱いに関する事項等を定めた「ギブアップ契約」を締結することが必要→FIA作成のひな型（INTERNATIONAL UNIFORM BROKERAGE EXECUTION SERVICES (“GIVE-UP”) AGREEMENT）利用可
- ◇ 顧客は、注文執行取引参加者及び清算執行取引参加者それぞれに先物・オプション取引口座を設定する必要があります。

※ 日本国外の顧客が現地の取引ブローカー及び決済ブローカーを通じてギブアップ取引を行う場合は、当該取引ブローカー及び決済ブローカーとの間で「ギブアップ契約」を締結。

# 建玉移管制度について

ギブアップ制度に加え、先物・オプション取引の未決済約定（建玉）を異なる証券会社に引き継ぐことができる**建玉移管制度**も利用できます。

建玉を特定の証券会社に集中させることにより、ギブアップ制度のメリットと同様、証拠金所要額の軽減・事務コストの削減をすることができます。また、信用リスクの低い証券会社に建玉移管することで信用リスクを軽減することもできます。

## 留意点

- ◇顧客は、建玉移管を行う際に、移管先の証券会社に先物・オプション取引口座を設定する必要があります。
- ◇先物取引に係る建玉の移管は、移管日の前日における当該限月取引の清算値段（清算数値）を当該未決済約定の約定値段（約定数値）として行います。

制度の詳細については、JPX ホームページ（URL：<http://www.jpx.co.jp/>）をご参照下さい。